

処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 文化・観光局 観光課

法令名	旅行業法	法令番号	昭和 2 7 年法律 2 3 9 号	
手続名	旅行者等の登録の取消し等	根拠条項	第 1 9 条	
処分基準	旅行業法第 1 9 条による。			
	「旅行業法第 1 9 条第 1 項に基づく佐賀県旅行者の不利益処分の基準について」（平成 2 9 年 4 月 1 8 日観第 9 3 号）による。			
対応区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関 観光課	交付機関 観光課	目次 No.